

令和3年4月12日

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の
連携プロジェクトチーム 第2回会議 議事録

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」第2回会議を開催いたします。

司会を務めます、厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室長の山口と申します。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、文部科学省の丹羽副大臣から御挨拶を申し上げます。

○丹羽文部科学副大臣 改めまして、皆様こんにちは。第2回の厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

文部科学省といたしまして、全ての児童・生徒が家庭環境に左右されずに豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられることが最も重要だと考えております。いわゆるヤングケアラーにつきましても、家族の世話による重い負担のために勉強する時間が取れない、学校に通うことができない等、まさに真に支援を必要としている子供を早期に発見し、スクールソーシャルワーカーを含む学校の教職員や教育委員会が連携しつつ、必要に応じて福祉による適切な支援につないでいくことが重要だと考えております。

本日は、ヤングケアラーの実態に関する調査結果が公表されます。有識者でいらっしゃる自治体や関係団体の皆様方の先進事例に関するヒアリングが実施されますので、その内容をしっかり踏まえつつ、文部科学省及び厚生労働省が連携して必要な支援策を検討していきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 続きまして、厚生労働省山本副大臣から御挨拶をお願いいたします。

○山本厚生労働副大臣 皆さん、こんにちは。「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」第2回会議の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

今回は、文部科学省と連携した教育現場を含めた地方自治体、子供本人を対象とした初めての実態調査の結果がまとまりましたので御報告させていただきます。また、埼玉県の福祉部の藤岡課長、教育局の有賀副課長と、千葉県中核地域生活支援センターの朝比奈様から、ヤングケアラー支援の取組状況について御発表いただきます。どうぞ忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

実態調査の内容につきましては、後ほど事務方から御説明させていただきますけれども、ヤングケアラーと思われる子供は、中学生で5.7%、高校生で4.1%存在するという驚くべき事実が判明いたしました。もちろん、この子供たち全てが過度な負担を負っているわけ

ではありませんが、家族へのケアをほぼ毎日している方が5割弱、1日平均7時間以上している方が約1割もいらっしゃるということで、この結果には大変衝撃を受けました。

毎日何時間も家族のケアをしているようなヤングケアラーの方は、御本人の成長や教育への影響が非常に心配であります。しかも、本人にヤングケアラーだという自覚がない方が多く、子供らしい生活を送れず、誰にも相談できずに日々、一人で絶えていることを想像いたしますと、胸が締めつけられる思いになりました。

同時に、これまで厚生労働省としてこのような調査を実施してこなかったことや、ヤングケアラーに着目した対策を打ってこなかったことが悔やまれてなりません。子供たちが失ってしまった青春は、二度と取り戻せません。

今回の実態調査の結果やヒアリング内容を踏まえまして、5月目途の取りまとめに向けまして即効性のある対策を急ピッチで検討してまいりたいと思います。

今日は、よろしく願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

それでは、プレスの頭撮りはここまでとさせていただきますので、カメラのほうは御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1-1 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント」。

資料1-2 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」。

資料2 「ヤングケアラーの支援に向けた主な論点、課題」。

資料3 「埼玉県福祉部地域包括ケア課説明資料」。

資料4 「埼玉県教育局市町村支援部人権教育課説明資料」。

資料5 「中核地域生活支援センターがじゅまる説明資料」。

参考資料として「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(案)」を配付しております。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議事に入ります。議題1、昨年度に実施しました「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」について取りまとめを行い、概要を資料1-1及び資料1-2にまとめましたので御説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧いただきたいと思います。

この調査は、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において実施をしたものであります。

1ページの上のほうですが、見出しにございますとおり、本調査は「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、学校、要対協、全国の中学生や高校生に対して調査を実施したものであります。

結果の概要でございますが、左側の円グラフにありますとおり、世話をしている家族が

「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制の高校2年生は4.1%となっています。

このうち、世話をしている家族の内訳は、資料の真ん中の列にあるとおり「中学2年生」「高校2年生」とともに、きょうだいも最も多くなっています。

その下、※印で記載をしておりますが、きょうだいの状況を見ますと「若い」が最も多くなっています。

資料の一番右側の列ですが、「世話をしているために、やりたいけれどもできていないこと」を聞いたところ、中学2年生、高校2年生ともに「特にならない」が過半数となっていますが、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」「自分の時間が取れない」といった回答も一定数見られます。

資料の2ページ、下のほうにいけますが、左側ですけれども、自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて聞いたところ、「あてはまる」と回答した割合は、約2%となっています。また、「わからない」とした子供が、中学2年生で12.5%、高校2年生で16.3%となっています。

右側ですけれども、ヤングケアラーの認知度について聞いたところ、「聞いたことがあり、内容も知っている」と答えた子供の割合は約6%にとどまっており、「聞いたことがない」という回答が8割を超える状況となっています。

資料の3ページです。左側、世話をしている家族が「いる」と回答した子供に対して世話の頻度を聞いたものです。一番左の「父母」「祖父母」「きょうだい」とあるのは、子供が世話をしている対象家族になります。その対象家族によって若干の違いがありますが、世話の頻度については、中学2年生で3割から6割、高校2年生で4割から6割が「ほぼ毎日」と回答しています。

資料の右側は、世話をしている家族が「いる」と回答した子供に対して、平日1日当たり「世話に費やす時間」について聞いたものです。これも対象家族によって若干の違いがありますが、中学2年生、高校2年生ともに「3時間未満」が多くなっていますが、「7時間以上」という回答も1割程度存在しています。

このほか、資料1-2に調査結果の概要、また、参考資料として報告書の全文をおつけしております。

時間の関係で説明は割愛しますが、より具体的な内容についてはこちらを御参照いただければと思います。

資料の説明は、以上になります。

それでは、続きまして、議題2「ヤングケアラーの支援に向けた主な論点、課題の整理」について説明をいたします。資料2を御覧いただければと思います。

前回のヒアリングや、今回御説明した実態調査の結果を踏まえまして、現時点で考えられる論点と課題を整理したものでございます。大きく3つの柱がございます。

1つ目の柱が「早期発見・把握」です。

「ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。適切な支援につなげるためにも、早期発見・把握が重要。」

具体的には、「学校など教育分野における取り組み」「福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取り組み」「児童委員など地域の目でヤングケアラーを把握する取り組み」

2つ目の柱として「支援策の充実」です。

「孤立しやすいヤングケアラーをどう支援するか。また、子どもであることを踏まえた支援が必要。」

「ピアサポート等の悩み相談や、福祉サービスへのつなぎなど相談支援の推進」「スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、NPO等と連携した学習支援の推進」「ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた福祉サービス等の柔軟な運用の検討」。

3つ目は「社会的認知度の向上」です。

「ヤングケアラーの社会的認知度を高めることにより、上記①、②を促進していくことが重要。」

具体的には、「広く国民に対する広報・啓発の推進」「福祉や教育分野など関係者の理解の促進」「社会的認知度を高めるような当事者活動への支援」としております。

今後、これらの論点について、ヒアリングなども含めて検討していければと考えております。

それでは、続きまして議題の3に移ります。ヒアリングということで、本日は埼玉県福祉部地域包括ケア課長、藤岡麻里様と、埼玉県教育局市町村支援部人権教育課副課長、有賀弘一様、そして中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長、朝比奈ミカ様よりお話を伺います。

それでは、まずは藤岡様から御説明をお願いいたします。

○藤岡氏 皆様、こんにちは。埼玉県福祉部地域包括ケア課、課長の藤岡麻里と申します。

国の皆様方におかれましては、埼玉県の高齢者福祉、地域包括ケアなど、福祉行政の推進に関しまして日頃、多大なる御指導、御鞭撻を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、このたびはこのようにお話をさせていただく機会をいただき、重ねてお礼申し上げます。

本日は、「埼玉県におけるヤングケアラー支援施策」と題しまして、まず埼玉県ケアラー支援条例について、次に条例に基づきケアラー支援計画を策定するために、昨年度実施したヤングケアラー実態調査及び県政サポーターアンケートの結果について、続いて埼玉県ケアラー支援計画について、最後に令和3年度におけるケアラーを支援する施策の推進について御説明をいたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

まず、「埼玉県ケアラー支援条例」についてでございます。埼玉県では、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年にかけて、後期高齢者人口が全国トップクラス

のスピードで増加すると見込まれております。

また、一般的に介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者は、令和22年までに現在の2倍以上に増加し、介護サービスの需要とともに介護等を担うケアラーも増加することが予想されております。

このような中、本県におきまして議案提案によりまして、令和2年3月に全国初となる「ケアラー支援条例」が制定されました。

まず、条例の中身の「目的」のところでございます。「目的」は（第1条）にございますように、「ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。」ということになっております。

（第2条）でケアラー、それからヤングケアラーの「定義」となっております。

ケアラーにつきましては、そちらの表の左側でございますように「高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」となっております。このうち、ヤングケアラーは18歳未満の者という形で定義をされております。

また、（第3条）では「基本理念」といたしまして、「ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう」、また、「ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。」とするとともに、同条の第3項でヤングケアラーの支援について「ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。」と規定されておるところでございます。

それから、4条、5・6条で「県の責務」「県民・事業者の役割」等がございまして、あとはこの中でヤングケアラーに関わる所ですと特に8条になります。ここでは、ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割を定めまして、ヤングケアラーへの教育の機会の確保の状況、健康状況、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努め、また、教育及び福祉に関する相談に応じ、適切な支援機関への案内など、必要な支援を行うよう努めるとされているところでございます。

また、9条では「推進計画」等につきまして定めるとともに、10から14条で「主要な施策等」について定める形になっております。

では、その次の3ページ目をお願いいたします。こちらは、昨年度実施いたしました「ケアラー支援に関する主な取組」についてまとめたものでございます。こちらの表の右側の上でございますように、先ほどの条例9条に基づきましてケアラーの支援に関する推進計画を策定するために「ケアラー支援に関する有識者会議」を立ち上げまして、こちらの会合において推進計画等の検討を有識者の方々にいただいたところでございます。

また、こちらの表の左側にございますように、条例施行前から取り組んできました地域包括支援センターの職員向けのケアラー支援に関する研修の実施ですとか、ヤングケアラー当事者の体験談等の動画配信、こういったものも同じような時期で並行して行っているところをございます。

では、次に4ページをお願いいたします。続きまして、こちらではヤングケアラー実態調査結果の概要について説明いたします。昨年度、ケアラー支援計画を作るためにケアラー、それからヤングケアラーの実態調査を行ったところをございます。ヤングケアラーの実態把握につきましては、これまで国内では新潟県南魚沼市や、神奈川県藤沢市における教員を対象にした調査ですとか、大阪府の公立高校10校の生徒を対象とした調査、こういったものが行われていたところをございます。このたび、埼玉県におきましては県内にある国公立、私立、全ての高校の2年生を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

では、5ページ目をお願いいたします。こちらが、実態調査の目的・内容及び分析方法等をございます。この調査は、潜在化しているヤングケアラーの存在を把握し、ヤングケアラーの状態を把握するということを目的として実施したものでございます。対象といたしましては、国公立、私立を含む全ての高等学校193校の高校2年生全員、約5万5000人、調査期間は7月の下旬から9月上旬、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、高校側とも調整をいたしまして、少し長めに調査期間を設定いたしましたところをございます。そうしましたところ、このうち4万8261人から回答を得たところをございます。以下、主な内容について申し上げます。

では、次の6ページをお願いいたします。「ヤングケアラーの存在」をございます。先ほど、国の調査のほうで高校の回答が4.1%ということで同じような数字になったところをございますが、私どもの調査のほうも自身が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思うかという質問に対して、「はい」と回答した者は回答者の約4.1%、1,969人をございました。これは、約25人に1人がヤングケアラーであるといった計算になるかと存じます。

また、今回の調査につきましては、先行調査の例に倣いまして、ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている608人、1.26%は除くことといたしました。

続いて、7ページをお願いいたします。「その他 調査結果の概要」をこちらに記載しております。

「被介護者の続柄」は、やはり母が一番多い。続いて祖母であるとか、「ケアの内容」は家事が一番多いとか、「ケアをしている頻度・時間」は毎日が一番多く、4人に1人は学校のある平日に2時間以上はケアをしている。「学校生活への影響」ですが、特に影響はないとする者が多かったのですが、その中でもやはり孤独を感じるとか、ストレスを感じている方々も見受けられたところです。また、相談相手も、4人に1人は相談相手がないというふうに回答しております。

そのほか、「望むサポート」として、これも特にないというのが一番多いのですが、中

にはやはり家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できるスタッフや場所ですとか、安心して見守ってくれる大人がいる、こういったことが必要だという回答もそれなりのパーセンテージは見られたところでございます。

続いて8ページと9ページになるのですが、こちらに自由記述欄ということで、いろいろ学校ですとか行政に求める支援とか悩み、要望などを自由に書いていただいたものでございます。例えば、勉強への負担が大きいとか、もっと周りの人の理解を深めるような機会を設けてほしいとか、同じような境遇の方がいることを知ることができればもっと頑張ろうと思えるとか、あとはみんなと同じ生活を送りたい、こういった意見などもあったところです。

また、9ページにいきましても、気軽に相談できる場所やサイトなど、こういったものをつくってほしいとか、今はみんなで食卓を囲んで笑って御飯を食べることができるので今はとても幸せだ。この家族の輪が壊れぬよう、よい環境であってほしいと思うとか、そういった意見などもあったところでございます。

また、学校の先生などには悩みとか相談がしづらいということで、相談しやすいような雰囲気を作ってほしいといった御意見もありました。

また、やはりケアをしている人の中には「まわりには言わないでくれ」と言われる人もいると思うので、そういったことへの配慮などを望む声もございました。

続きまして、10ページでございます。もう一つ、県政サポーターへのアンケートによりまして、ヤングケアラーという言葉についてどの程度知っているか、その認知度を令和2年10月に調査を行いました。県政サポーターとは、インターネットを活用して県政の課題についてサポーターの皆さんから御意見をお聞きし、県政に反映するための制度でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。「ヤングケアラー」という言葉の認知度を見ますと、「よく知っている」とするのは2.8%、「ある程度知っている」は13.5%です。反対に「全く知らない」は7割以上に上ったところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。こちらが、条例に基づきまして3月に策定したケアラー支援計画です。これを、先ほどの各種調査の結果ですとか、有識者会合の検討を踏まえて策定をいたしました。

左下のところなのですが、「課題」として5点ほど上がってきました。こういった課題を踏まえまして、「施策」として5つの柱を立てました。それが真ん中です。それに基づき、一番右側の主な取組、そこから各数値目標を目指してこちらの取組等を実施してまいります。

特にヤングケアラーにつきましては、「ヤングケアラー支援体制の構築・強化」といたしまして、真ん中の「施策」の一番下になりますが、こちらに生かしまして独立した柱というふうに位置づけをいたしました。これは、特にヤングケアラーに関しましては今まで見えていなかった課題でございまして、関係機関等が特に協力して取り組むべきであると

いうふうに考えたためでございます。

また、ヤングケアラーの支援は特に福祉部門と教育部門の連携が重要であるということから、連携を行う上での課題の整理や対応策等について検討する場を設けることとしております。これが、ちょうど「主な取組・数値目標」という一番右の一番下の四角のところに入っているものでございます。

また、同じ「主な取組・数値目標」のところの上から2番目の四角なのですけれども、ヤングケアラーに関する相談も、それからまたケアラーに関する支援も含めてなのですが、改正社会福祉法に基づく市町村の総合相談窓口体制の整備におきましてケアラーですとかヤングケアラー支援、または相談に対応できるようにこれから市町村とも調整を進めていきたい、こちらの制度も使って進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして13ページ、「ケアラーを支援する施策の推進（令和3年度）」です。こちらについて、今年度行う主な取組を記載しております。こちらも、ヤングケアラーについて中心に説明いたします。

まず1番目の普及啓発でございますが、ヤングケアラーの認知度の向上のために集中的に取り組んでいくものでございます。まずケアラー支援について考えるきっかけとなるよう、「ケアラー月間」を創設いたします。具体的には、11月11日が介護の日ということでございますので、ちょうど11月にしようということの有識者会議の合意も得ているところでございます。この11月にオンラインでフォーラムを開催する予定でございます。県だけでなく、社会における多様な主体がそれぞれケアラー支援に関して取り組むべきこと、または取り組んでいることなどを発表したり、話し合ったりする場としたいと検討しているところでございます。

また、ヤングケアラーを支援するためにヤングケアラー以外の生徒も含め、小中高生を対象としたヤングケアラーハンドブックを作成し、配布いたします。掲載内容について、具体的な検討は今後、教育局と協力して行ってまいります。また、有識者会議の御意見もお聞きしつつ、このハンドブックを通じてヤングケアラーの支援につながるよう、また周囲の生徒や教職員等の理解が進むようなものとしていきたいというふうに考えております。

3番目の「市町村等支援事業」でございますが、こちらでは地域包括支援センターなど、相談等に当たる各分野の職員を対象に、ヤングケアラーに対する理解を深めるための研修を実施してまいります。いろいろな相談機関に相談員がいると思いますので、幅広く声掛けを行っていく予定でございます。

4番目の「ヤングケアラー支援事業」では、地域におけるヤングケアラー支援という位置づけで学校とは別にヤングケアラーが悩みを話せる場所となるサロンをオンラインで実施いたします。オンライン上で、元ヤングケアラーなどとの交流を図ることを考えております。

非常に駆け足で大変恐縮でございましたが、以上が埼玉県の取組でございます。どうも

ありがとうございました。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

それでは、続きまして有賀様お願いいたします。

○有賀氏 それでは、埼玉県教育局人権教育課副課長の有賀でございます。本日は、このような説明の場をいただきまして大変ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

当課は、埼玉県教育委員会の中で市町村支援部に属しております。学校は、さいたま市を除く小中学校、合計で1,059校、小学校704校、中学校355校、これは令和2年度の数字ですけれども、その支援をしているところでございます。

また、当課の業務といたしましては、人権教育の企画及び総合調整に関することや人権教育に関わる指導及び助言に関すること、人権教育に関わる研修に関することなどを行っております。埼玉県人権教育実施方針ですとか、そういった方針を策定しまして、学校教育と社会教育における人権教育を所掌している課でございます。

また、昨年度は児童虐待や性の多様性を尊重した教育に係る学校の支援、特に学校が行っている対応への相談対応等を行うための新しい担当、企画・児童虐待対応支援担当を設置して、主に県立学校に対する支援を行っております。ちなみに、高校につきましては144、特別支援学校が分校を含めて41校となっております。

本日は、埼玉県地域包括ケア課に引き続きまして、埼玉県教育委員会におけるヤングケアラー支援施策につきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、埼玉県ケアラー支援条例及びこの3月に策定されました埼玉県ケアラー支援計画に基づき、ヤングケアラー支援に関して教育機関と福祉機関が相互にどのように連携していくかについて、これから先のイメージを御覧いただきます。

次の次のページをお願いします。

初めにお断りしておきますが、事業としてはまさに今年度がスタートの年となっております。あくまでもイメージということで、未確定のものであることを御承知おきください。

支援計画の進捗状況につきまして、これはもちろん施策レベルでのものがございますけれども、大事なことは現場レベルでの状況把握と存じております。これをどのように進めていくか、それぞれの部分で考えなければいけないことと考えております。

そして、2段目ですね。「協議・検討」におきましては、支援計画に関係する各課がすり合わせを行い、フィードバックをしていくということです。

現在、私どもの課で考えているのは、その下の「施策実施」でございます。冊子の配布等もございますが、中心的な事業は研修の実施であり、教育・福祉合同研修であると考えております。教育分野と福祉分野の連携の要点であるというふうに考えております。

先ほど申し上げた内容につきましてはあくまでも理論的なものでございまして、具体的にはその図の左下の【学校】、それから右下にございます【市町村・地域包括支援センター等】にありますように、学校では教員が学校にヤングケアラーがいる可能性について知り、必要な支援を実施するとともに、福祉支援へつなげていくという左側の支援の流れ図

と、右側の市町村でケアを受ける方への支援とともに、ヤングケアラーの存在が認識されれば学校へフィードバックをするという右側の支援の流れ図があるというイメージとなっております。

それでは、続いて「ヤングケアラー支援のために講じている施策～教職員の意識啓発のための研修等～」について御紹介をしてまいります。

次のページをお願いします。

まず埼玉県では、高校2年生を対象とした実態調査を7月から9月に行いました。先ほども申し上げましたとおり、現状で4.1%という存在が分かっております。そこで、教育機関として果たすべき役割の把握についてでございますが、これまでも学校には様々な課題を抱えている子供がいたと思いますが、その中にヤングケアラーの子供もいるという視点が必要だというふうに考えております。

具体的には、そうか、おばあちゃんは介護が必要で夜もトイレで起こされてあなたが連れて行っているのか。あるいは、両親が介護費用を稼ぐために仕事で家をあけることが多くて、代わりに小さいきょうだいを毎夕方、保育園に迎えに行っているのかなど、教員であれば何度か耳にしたことがある状況について、偉いな、頑張っているなという表面的な指導に終始していたのではないかということでございます。

例えば、そのようなケアが基で学校での成績が下がってしまい、勉強に向かう本人のモチベーションが低下してしまったとして、学習に向かう指導を教員はいたしますけれども、それはそれ、これはこれという感じで、家庭でのケアの役割の部分は頑張れという叱咤激励しかなかったということではないでしょうか。これは、教員にヤングケアラー支援の視点、あるいは理解がなかったからというふうに思っております。いろいろな支援が必要な課題を抱えた子供への対応と同様に、これは校内で情報を共有することが必要だと感じております。

そこで、教職員に対して理解促進、意識の啓発を行ってまいります。また、周囲の児童・生徒へも働きかけることが大切で、ヤングケアラー及び周囲の児童・生徒はケアラー以上に生活上の経験ですとか福祉に関する知識が不足しております。また、友達等を頼ろうとしても解決策が見つかるわけではなく、結果として周囲の人に、言っても無駄であるとか、自分さえ我慢すればよいということになりがちで、これが調査結果でも出てまいりましたが、孤立化の問題かと考えております。

ケアが児童・生徒の自由な時間を奪うため、友達とも遊べない。したがって、友達付き合いをしない、あるいは部活動などの課外活動ができない。したがって、昼休みも図書室で一人、黙々と本を読んでいるというようなことがあったかもしれません。何も知らない教員が見たら、本が好きない子だな、またはこの子は人付き合いが苦手なんだ、そっとしておいてあげたい。あるいは、あの子は一人にいるけれども、一人で大丈夫なんだというような対応が通常のことのようになってしまいがちでありました。

実際にヤングケアラーの対応は養護教諭が行うことが多いと予想されますけれども、一

方で図書館の司書が話しかけてあげるといふようなこともあったようです。先ほどの、どんな支援が考えられるかで、この孤立化の解消、誰かが分かってくれて見守ってくれているというのは一つの鍵だと考えております。これは、学校での対応というふうに思います。ヤングケアラーだから遅刻をなかったことにしてくれとか、学習を保障するといっても家庭教師を派遣するとか、そういうことも逆に一般的にできないと思いますので、やはりそこは福祉との連携が必要というふうに考えられます。

そこで、もう一つの福祉のつなぎについてでございます。ページが変わりますが、まず教職員の理解の促進、意識啓発で、2の一覧にありますように、太字の当課が行う研修のほかに教育局内の他課が行う研修についても触れていくということになります。

次のページをお願いします。

次に、「3. 研修内容（イメージ）」でございます。これもお断りしておきますが、どのような計画とするかは年度がスタートしたばかりですので未定の部分が多いところがございます。申し訳ございませんが、学校における支援の具体を講義や事例研究の形で行えないか、検討しているところがございます。

留意点といたしましては、少しページが飛んでしまって申し訳ないのですが、次の次のページの一番下に「ヤングケアラー支援における留意点」という四角囲みの部分がございます。ヤングケアラー本人の気持ちに寄り添うということが大事かと思っております。この点について、私たち教育委員会としては調査結果の自由記述欄からしか見出すことができないんですけれども、もしかしたらあの子はヤングケアラー、あるいはヤングケアラーだったかもしれないという教員の肌感覚のほうが早いのかもしれません。

ほかにも、9ページになりますが、学校におけるヤングケアラー支援についての例を載せさせていただいております。

すみません。また戻っていただきまして、その前です。こちらにあります、保護者との関係など、ほかにも様々なことが想定されるかと思っております。この点、学校はアドバンテージとして、あるいはディスアドバンテージとして両面を持っていると思っております。つまり、こういうことを元来生徒指導として扱ってきたという経験が学校にはございます。その反面で、福祉機関との円滑な連携につきましては割と不得意であったりする。つまり、学校内で完結してしまうことが今まで多かったのではないかと考えております。いずれにしても、この流れ図もあくまでも研修資料の例ですので、これを使った実績についてはこれからやっていくということになるかと思っております。

続きまして、次のページは「埼玉県における支援施策～新規事業と教育・福祉合同研修～」についてでございます。

次のページをお願いします。

「6. 学校におけるヤングケアラー支援事業」につきましては143万9000円を計上しております。概要はお読みいただきたいのですが、出張授業として教員、生徒、両方に有識者の話、あるいは元ヤングケアラーの話聞いてもらうという講演会、それから教育局職員

と福祉部職員が行政説明を行う説明会の二部構成がこの事業の特徴になっております。実施回数は7回、そのうち4回は高校に赴いて体育館、あるいは各教室に映像をICTで流すなどして、各学校の実情に応じた形態を考えております。児童・生徒がなるべく孤立しないように、あるいは言い出しにくくならないように配慮をしながら元ヤングケアラーの経験を聞いてもらい、ヤングケアラーが相談しやすい、あるいは周りの生徒がヤングケアラーを特別視せず、理解を持って接するなどの雰囲気醸成を図ります。

その上で、進路をどう考えていたのか、あるいは今はどのような生活なのか、当時どのような支援があったらよいと思ったかなどを元ヤングケアラーの方に話していただいて、生徒にも教員にも啓発になる内容が伝わればよいと考えております。

このうち、説明会では福祉部職員に御協力いただきまして、ケアされる人が障害者ならば、あるいは認知症ならば、あるいはきょうだい児ならばなど、様々なケース別にどのような支援が考えられるかについて分かりやすく話していただくことが想定されています。

次のページをお願いします。

7は、教育・福祉合同研修でございます。こちらは支援計画に位置づけられたもので、3年間の目標値は1,000人というふうに一番下に書かれていますが、これでいわば概論だけではなく実務にまで触れられるように教員と教育行政、それから福祉行政のそれぞれの関係者が少人数でグループを組みまして協議をする。それによって具体的な情報を交換し、教育と福祉の関係性を強めていこうという試みでございます。

この研修のプロトタイプとなっているのが、次のページをお願いします。8として参考に付させていただきましたが、「児童虐待防止支援研修」、こちらは教育局の人権教育課と福祉部のこども安全課が共催で行っているものでございます。この研修会は、いわゆる児童虐待防止に関する法律が施行された後、様々な試行錯誤を経て得られたスキームでございます。教育と福祉の連携を実務的なところから行うという取組でございまして、その中の「3. 概要」の「(3) 参加者アンケートから」にございますように、様々な視点から考えを深めるなど、効果を上げております。

なお、こちらに関しましては、有識者といたしまして大正大学の玉井邦夫教授を招聘しております。

要するに、このスキームをヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修に活用していこうと考えております。もちろん通告、通報が必須となっております児童虐待と、本人の気持ちに寄り添い、保護者との関係も考慮しながら支援を考えなければいけないヤングケアラーでは対応の本質が違うというのはもちろんでございます。ですが、そのような内容についても実際に関わる職員が考えていくことが大切というふうに考えております。

以上で、説明のほうは終わらせていただきます。先ほどの福祉部地域包括ケア課の説明と併せて御参考となれば幸いです。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

続きまして、朝比奈様お願いします。

○朝比奈氏 千葉県から参りました中核地域生活支援センターがじゅまるの朝比奈と申します。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料にスライドの資料は若干言葉を足しているところがありますが、御容赦ください。

まず、私が働いております中核地域生活支援センターのことを少し御紹介させていただきます。

これは、生活困窮者の法律が始まる前のいわゆる福祉の八法体制、それから対策法と言われる各種法律の全体としての構造を表したものです。

全体として、現役世代の支援策が少ないことと、複合した問題を抱える家族全体に対して包括的に関わる仕組みがないという状況の中で、千葉県は2004年から中核地域生活支援センターの実施を県内13か所で始めました。

私も、がじゅまるで働いてみて初めて気がついたことをここに少し挙げてあります。まず、対象とか、対象とする問題という枠組みで行政はアプローチいたしますので、基本的に対応されていない問題は存在しない建前、そこで隙間がどんどん広がってきってしまうということ。それから、いろいろな窓口はたくさんあるのですけれども、みんな属性で切り取りますので、一人の方を全体として捉える視点を持たないということ。それから、これは行政だけではなく社会全般ですけれども、誰にも「健康でお金と時間に余裕のある家族」がいて支えが得られるというイメージの中で社会の仕組みが作られているということを感じてまいりました。

そんな中で、中核地域生活支援センターの最大の特長は、対象者や問題を問わない総合相談というところになっております。年齢ですとか障害の有無、問題の内容で分けないということ。それから、もともとベースが障害者支援のアプローチになっておりますので、助言や指導という相談ではなく、関わりを持っていく支援を重視したアプローチになっています。それから、携帯電話の転送という限定的な形ですが、24時間・365日、いつでも相談できるという特長も持っております。

これは千葉県の地図で、13か所のエリアごとに色分けして示しております。政令市である千葉市と、中核市である柏市と船橋市には整備されていないのですが、それ以外のエリアを分担して各法人が事業の委託を受けております。この赤色で示したところが、私が仕事をしている市川圏域になります。

おおむね1年間の年間の委託費は2000万程度です。それで、私が担当している市川市、浦安市は合わせて60万を超える人口ですので、もちろん私たちが受けられる相談というのは極めて限定的なのですが、それでも少しずつ地域のセーフティネットを支える役割を担ってきていると考えております。

これは、私たち13か所の中核地域生活支援センターが全県で連絡協議会組織を作っておりまして、そこで毎年、白書、レポートを作成して県民の皆様には活動状況を報告しており

ます。興味のある方は、連絡協議会のホームページに毎年の白書をPDFでアップしていますので御覧いただければと思います。

今回、直近の活動白書では、いわゆる寄り添い型支援というふうに呼ばれておりますが、私たち中核センターは寄り添い型ということをどういうふうに捉えて、どんな人たちに対してやってきているかということをもとに、1,000人の方々を抽出して全体と比べて検討してみたものです。

例えば、買物とか安否確認などの直接的な生活支援だったり、じっくりと関わって信頼関係を作ったり、それからとりわけ時間をかけて話を聞いたり、場合によっては「食糧支援」などの現物なども届けたりしながら、関わっていった人たちについての分析が次のスライド以降になっています。

当初、仮説的には障害のある人たちがこうした寄り添い型支援を必要としているのではないかと思っていたのですが、年齢や障害の有無、家族の有無を問わず、どの分野にもそうした支援を必要としている人たちが一定程度存在をしているということが分かりました。

寄り添い型支援の対象者を全体と比べてみたところ、家族関係の悩みを抱えている人が多かった。この中に、いわゆるヤングケアラーの問題も含まれているかと思えます。

寄り添い型支援の対象者は、全体に比べて相談内容の項目数が多く、それに合わせて中核センターが対応した項目数も多くなっています。

実は、私たちがやっている関わりというのは2004年以降、今年で17年目になりますが、基本的にはあまり変わっていません。

ですが、ターゲットが変わってきたというところを少し強調しておきたいと思えます。2004年、平成16年の開設当初は障害のある人たちからの相談が7割でしたが、障害者総合支援法の下で各種社会資源が着実に充実が図られる中で、次のテーマが生活困窮になってきた。それも、生活困窮者支援法の中でそのニーズが受け止められるようになって、これからは家庭の基盤が弱い子どもたち、若者たちの支援というところになっています。

これは、がじゅまるで私が関わった方々を少し御紹介したいと思います。いわゆるヤングケアラーと呼んでいいかと思っております。

17歳の高校生、Aさんです。軽度認知症のおばあちゃんと、アルコール依存症のお父さんを介護していました。彼女がとても勉強も優秀で、アルバイトもして大学に進学するためのお金もためている。でも、どんどん痩せてきているということで、学校の先生が心配をして私たちの相談につないでくださいました。

最終的に、アルコール依存症の父から彼女が虐待を受けているということを学校の先生に告白をしてくれて、ただ、その告白をしたときはもう18歳の誕生日を迎えた後だったものですから、DVの法律を使って安全を確保し、おばあちゃんも入所施設に移行していただいて分離ということになりましたけれども、これについてはかなり分野を横断して様々な方たちと協力しながら進めていきました。

それから、お2人目のBさん、15歳です。お母さんが統合失調症の診断を受けていて、

精神科に2週間に1回の受診でしたからかなり重篤で病状も安定しない状態というふうに考えられると思いますが、受診のたびに中学生の娘さんが学校を休んで付き添ってくるということで、次回の受診のときに紹介をしたいから病院に来て控えておいてほしいということで、その先生から引き合わされて相談につながってきました。

受診の付き添いというのはそんなに簡単に代行できるものではなくて、日常生活の様子をまず把握をするということ、それから先生の指示に従ってきちんと服薬なり生活管理を見守るということの両方が必要ですので、まず家庭に入って行って関わることから始めて、しばらくの間はがじゅまるが受診に付き添い、その後、訪問看護や障害福祉のサービスを導入していったという経過になります。その過程では15歳のBさんと多少なりとも関係を結ぶことになって、例えば少し進路について相談をされたり、そんなこともありました。

続いて、16歳のCさんです。当時、高校2年生の男の子でした。外国人のお母さんですね。東南アジア出身のお母さんだったんですけれども、日本での生活がかなり長くなっていたのですが、ほとんど日本語がしゃべれず、それから精神科の疾患も患っていたようで、独語がとて多かったです。そんな状態で、夫から暴力を受けて、その相談に通訳のために付き添って特別支援学校の高校生が現れたということで大騒ぎになって、家児相と特別支援学校の両方からがじゅまるに相談が入りました。

それで、最終的にCさん自体は卒業と同時にグループホームに入所して家庭を離れました。その前に、DVということでCさんと、それからCさんの妹さんがいたのですけれども、それと母親の3人で分離をして別居をし、生活をするところもフォローしたのですが、このCさんの妹さんは小中、ほぼ不登校という状況で、結果、高校も未就学のまま男性の家を転々として、今ようやく彼女に暴力を振るわないと思われる男性と出会って、今、飲食店で働いていますけれども、私たちはその飲食店のホームページに彼女の写真がアップされているので、それで安否確認をしているといったような状況です。

それから、17歳のDさんです。がん末期のお母さんの看病と、弟さんの面倒を見ていらっしゃいました。生活保護を受けている母子世帯で、ケースワーカーさんから、母親が自分亡き後の子どもたちのことを誰かに相談しておきたいということで相談につながって関わることになりました。ケースワーカーさんのほうで介護保険の導入などを進めていらっしゃいましたので、介護保険のケアマネさんやヘルパーさんなどと協力をしながらこの3人の世帯のフォローをしていきました。

それで、結果、母親が亡くなった後、このDさんと、それから弟さんが何かにつけ相談をしてくれるようになって、見届けることができたということになります。

それから、5番目のEさんです。知的障害が疑われる両親と手帳を持つきょうだいの中でキーパーソンになっていた人で、10歳と言っていますが、実はこうした家族を私は2例知っていて、そのうちの1人は実際に10歳のときに出会えたわけではなくて、16歳のときに出会いました。

彼女は高校には行かず、派遣会社に登録をして働いている状況で、私たちはほかのきょ

うだいや御両親とは児童相談所と連携をしながら関わっていったんですけれども、私たち福祉の支援者は見向きもしてもらえなかったという状況があります。この家族の情報をいろいろな方々と連携をしながら集めている中で、昔から知っている学校の先生が、この家族の中で彼女がピカイチだった、非常に能力が高いということが小さいときからよく分かったので、例えば炊飯器の炊き方とか、洗濯機の回し方とか、彼女に全部教え込んだというようなお話を伺いました。

それから、もう一つの家族の方は彼女が20歳になってから出会ったんですけれども、きょうだいはみんな重度障害がありました。彼女はその中で親御さんから何一つ教わるチャンスがなく、歯磨きも中学に上がってからお友達に教わったというような話をしていました。

ただ、お母さんは大変彼女のことを頼りにしていましたので、結局就職を諦め、今でもいつでも休める不安定雇用の中で日々の生活をしていらっしゃいます。

こうした事例を少し全体としてまとめてみました。まず、「ケアされる家族」ですね。おじいちゃん、おばあちゃん、御両親、きょうだいの抱える課題としてここに少し整理をして挙げておきました。精神科の疾患や障害、難病やがんなどの重い病気、難病でも障害福祉サービスが導入されるようになりましたが、中には対象にならない希少難病もあります。そうした場合には、やはり家族に重い負担がかかってくる。

それから、知的障害、まだ手帳を持っていらっしゃる方はサービスにつながりやすいですけれども、手帳を持たないグレーゾーンやボーダーの方々、または私は50代を越えて療育手帳を取る支援をして一番能力的に低かったのがIQ16という方で、やはり全体の中で手帳を持たない知的障害の方は相当数いらっしゃる。ここがかなり生活困難と重複をしているというふうに考えておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、発達障害があつて特に極端に不安感が強い方、今、関わっているお母さんと息子さんは必ず相談に来るときに2人でいらっしゃって、相談機関の職員から何を言われたかということをお母さんが脇で聞き取って、お母さんと一緒に家に帰ったときに確認をする相手になるということで、相談の間、ずっとお母さんも息子さんも抜毛している。そんな情景がありました。

それから、外国出身で日本語が話せない、読めない、書けない。学校のプリントも全部子ども自身が書いているというような例も多々あるかと思えます。

それから、軽犯罪を繰り返す。目を離すと万引きをしてしまうということで、これも2例くらいありました。お母さんが万引きをしてしまうから見張っている。おばあちゃんがという例もありました。

そうした家族が抱える課題に対して、彼らがどんな役割を担っているかというのがここに書き出したものです。家事や介護、通院同行を含む看病、不安の受け止めや愚痴の吐き出しなど精神的な支え、それから経済的な支え、家族を支えなくても少なくとも自分の分については自分で働いて、それで見通しを立てていくということを余儀なくされているケ

ースはたくさんあります。

それから、行政手続の代行だったり、相談への付き添いだったり代弁だったりですね。医療や福祉、行政機関はその家族の中でキーパーソンは誰かというふうに捉える習性がありまして、それは私もそうですけれども、そのキーパーソンとしての役割を担わされているという状況があります。

こうしたヤングケアラーの問題についての社会的背景ということを少し挙げておきました。まず、絶対的に家族の人数、同居している家族の人数が減っているのです、一人一人に対する負荷がその分大きくなっている。それから、依然としてやはり家族を当てにしている社会の仕組みの問題。それから、制度の縦割りですね。家族の中で「比較的」というふうに強調しておきますが、健康で能力のある人に負担が集中する。そんな状況が起きていると捉えています。

課題を抱える子どもたちは、家族や関係機関から当てにされます。当てにされるんですけども、その子たちが誰かを頼って助けてもらえた経験は逆にとても少ないというふうに感じます。

それから、自分の生活が特別だと気づくのが遅れます。健康な家族の生活を知らない。さっき歯磨きを教えてもらったのが友達だったというEさんのことを御紹介いたしましたが、彼女も中学校に上がって初めてお友達ができてその子のうちに遊びに行くようになって、自分のうちが変だと思ったと話をしていました。

でも、そのことに気づいた後は、今度は友達の家族や生活がうらやましくなってしまう、自分の家族や生活のことは話せない。そんな心理にもなっていきます。家族のために自分を犠牲にして自分のための時間がなかなかなかったり、または極端に少なかったりします。

一方で、自尊心が低下をしている例がとても多くありますので、この家族の中で当てにされる。役割を持てるということ、そこにアイデンティティーを見出したりして、その役割から逃げられなくなってしまう状況にもなっています。そんな中で退学や退校、それから不安定雇用への就職を余儀なくされ、これが将来にわたって続くということになります。社会からの隔絶だったり、排除というふうに言ってもいいのではないかと思います。

まとめになります。今回このテーマをいただいて、ヤングケアラーの問題ですね。子供たちが家族の中でケアを担っている状況というのは、特に私たちがじゅまるや生活困窮で相談を受けていて、10代後半の人たちに対する支援策が社会的に圧倒的に乏しいのではないかという問題意識を持っています。それで、そのことをこのヤングケアラーの問題というのは象徴的に表していると思っておりますので、ケアのことだけを切り取るのではなくて、家庭の基盤の弱い10代後半以降の子どもたち、若者たちのことを全体として捉える必要があるのではないかと思います。

彼らは社会的にネグレクトされています。自分のための時間が持てないということで、

所属の中でもネグレクトされているというふうに思います。

もともと相談して助けてもらったよい経験がなければ、相談しようとは思いません。相談するということを思いつくこともないかもしれません。神奈川で校内カフェに取り組んでいるNPO法人パノラマの石井さんは、「信頼貯金」という言葉を使っています。この信頼貯金を持っていて子どもはきちんと相談ができる。でも、この信頼貯金がマイナスになっている子は、大人に頼って相談しようとは思わないというふうにおっしゃっていました。

それで、かぎ括弧つきの「家族」としました。やはり申し上げてきたように、制度や専門職の意識、それから慣行が家族に、より負荷をかけて追い詰めているのではないか。そこについても、きちんと意識的に取り上げていく必要があるのではないか。

最後に、当事者の声をぜひ聞いていただきたいということで、もう一つ今日は参考資料をお持ちいたしました。これは後で目を通しておいていただければと思いますが、釧路のNPO法人が貧困や虐待、暴力、それから親の障害、病気などに健康な発達を阻害されてきた若者たちの声を聞き取ってまとめたものです。1人の女の子になぞらえて紹介をしていますが、私が申し上げたこと全体を通じてこれを読んでもらうと、当事者目線で御理解をいただけるのではないかと思います。20代の元子どもたちがこのことについては代弁可能ですので、ぜひこうしたプロジェクトでも彼らの声を聞いていただく機会を持っていただければと思います。

私からは以上です。御清聴ありがとうございました。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございました。

それでは、質疑の時間とします。御質問のある方は、挙手をお願いします。

では、山本副大臣をお願いします。

○山本厚生労働副大臣 ありがとうございます。

今、3人の皆様から本当に大変大事な御指摘をいただきました。本当にありがとうございます。

私も、埼玉県の大野知事とコロナの対策で2回オンライン会議をさせていただきましたし、また私自身、発達障害やひきこもり支援で埼玉県庁にお邪魔させていただきながらいろいろとお話をさせていただく機会がございました。本当にありがとうございます。

また、今日は朝比奈様を含めて、ちょうど13年前、2008年に市川のがじゅまるの相談のアパートに公明党の高木美智代先生が福島豊先生と行かせていただいて、そのときは障害者の虐待のお話を聞かせていただきながら相談の支援をやっていらっしゃる。本当に寄り添い型の支援をされていらっしゃる部分でございましたので、本当に感銘を受けた部分でございました。

一貫して、そういう意味で藤岡課長と朝比奈様にお聞きしたいわけですがけれども、このヤングケアラーはなかなか支援が必要であっても表面化しにくいということで、主な論点の課題の中にも早期発見・把握が必要だということで、その中で特に福祉関係の部分でい

かにそれを分かっていくかということが一つは大事だと思うんですけども、今の介護とか障害の分野でも一応ケアマネジャーであるとか、障害の分野でもサビ管の方もいらっしゃいますし、保健所もごさいます。そういう自治体とかケアマネとか、サービス計画を立てるに関して介護をする家族の状況を把握するということにはなっているんですけども、本来であればその過程でヤングケアラー方の情報というのは把握可能なはずなのですが、なかなか現実的には今の状況ではそうではないというのが現実ではないかと思うんです。

一体、何が課題で、どんな対策を有効と考えられるのか。この福祉の分野における介護とか障害の分野においてのそういう取組について、もし御意見をいただければと思います。

○藤岡氏 では、埼玉県の藤岡からお話をさせていただきます。

副大臣様がおっしゃったように、確かに介護や障害の分野においても、サービスの計画を立てるときに介護する家族の状況を把握することにはなっております。その過程で、やはりヤングケアラーの情報が把握できることも確かにあるかとは思いますが、

しかし、現在の例えば介護保険、または障害のほうの制度も同じかと思いますが、これはあくまでも被介護者のための制度でございまして、家族の状況を把握できたとしても、それがヤングケアラーかもしれないとしても、ヤングケアラーを具体的な支援に結びつけることまで求められているような制度とは言えないのではないかと。つまり、それをやろうとすると、ケアマネジャーさんですとか相談員さんたちがさらなる負担を抱え込んでしまうことにもなってしまうのではないかと。今の介護保険などの制度では、そこまでカバーし切れていない形になっているのではないかと思います。

つきましては、私どもそこは非常に課題だということをごさいますので、ぜひ御検討いただければと思うのと同時に、あとはケアマネジャーさんや相談員さんたちもヤングケアラーという認識すら、言葉すらも知らないといった方々もまだまだいらっしゃるようでごさいます。

そこで、埼玉県では今年度から介護支援専門員研修ですとか障害者の相談員研修といった中で、まずはヤングケアラーについての理解ですとか認識を持っていただくように、そういった中身を工夫して入れていきたいということで関係機関と今、調整をしているところでごさいます。まずは、そこから自治体としては始めていきたいと思っております。

○朝比奈氏 多少重なるところもあろうかと思いますが、申し上げたいと思います。

まず、介護する家族の状況を把握する。これはもちろんそのように制度の設計としてもなっているんですけども、どちらかというとなら介護にどれだけ協力を引き出せるかという観点からの把握なんですね。

ですから、どうしても主体が先ほど藤岡課長がおっしゃられたように介護される人ということになりますので、健康な人には支援がつかない。その中でバランスを欠いてしまうということになります。ですから、そこに支援をどうやってつけていくかという発想がないと、やはり専門職と話をしていると一般の方々はどうしても理屈に負けちゃうんですよね。特に若年の人たちは、やはり大人からこうしてほしい、こうあるべきだという、よき

家族像というところにも押し潰されていきますし、役割を求められるとそれを引き受けようとするということもありますので、どうしても支援すべき対象として挙がってこないということがあろうかと思っております。

○山本厚生労働副大臣 ありがとうございます。大変、大事な部分だと思います。

その中で支援策ですが、朝比奈センター長さんががじゅまるですずっとやってこられた寄り添い型の相談支援は大変大事だと思うのですけれども、ヤングケアラーという意味でそうした相談支援というのが今後全国の市町村の地域においてこういったことの実践というのは必要だと思うんです。それを全国で進めていく上で、国や自治体を含めてどんな支援が必要であると考えていらっしゃるでしょうか。

○朝比奈氏 埼玉県のアナログでも自由回答の中にありましたが、介護をしていることを相談したいと思っているとは限らないと思うんです。ですから、その切り口だけから入らない方がいいと思います。

ただ、彼らが抱えている孤独とか、ストレスとか、それは相当のものがありますので、別のことで相談したいと思っているかもしれない。ですから、間口は広く設けて、それでいつでも相談できる状況を作っておくということが1つです。

それから、私はソーシャルワーカーとして相談支援に携わっておりますが、相談支援というのはどうしても点の関わりになってしまうので、例えば場所だったり、そこに誰かが常にいる状況だったり、やはり関わり方の連続性ということがとても重要で、それは何も専門職がそこを全てやるということではなくて、そういう居場所、例えば学習支援だったり、子ども食堂などもそういうものに当たるといいますし、もしかしたら学校という空間の中で居場所になっている子たちは信頼して相談できる大人をそこに見つけるかもしれないし、そのキャッチをするところと、相談支援として介入して動くところは別でもいいのではないかなというふうにも思っています。

○山本厚生労働副大臣 ありがとうございます。そういう意味で、相談支援と、また別の居場所であるとか、そういったところですね。すごくその施策の部分で大事ではないかと思えます。

あとは、また藤岡課長にお聞きしたいんですけれども、ちょうど調査でもそうですが、子ども自身が1対1で相談をするということはなかなか心理的なハードルが高いということで、やはりSNSである匿名の相談とか、当事者の集まりであるとか、こういったことで、先ほど場が大事だというお話がございましたけれども、埼玉県のほうで今年度から実施をされるオンラインサロンですか。このヤングケアラーの支援事業の構想とか、今後の取組をもう少し具体的に教えていただければと思いました。

○藤岡氏 ヤングケアラーのオンラインサロンでございますが、今年度から開始ということで、今、ああでもない、こうでもない、いろいろ検討しているところではございます。

ただ、できましたら県内の福祉系の大学ですとか専門学校などに、例えば協力していただける学生さんなどを募って、特に元ヤングケアラーだったという方、もしくはまだヤン

グケアラーの方もいらっしゃるかもしれないんですけども、そういった方々に幅広く呼びかけをして、特に元ヤングケアラーの方はアドバイスなどを行う。もしくは、一緒にお話をするだけでも結構ですので、そういった気軽に参加できるような形で、また自分の体験などをほかの方にお話しただけのようにということで協力を募っていきたいと思います。

また、ヤングケアラーに関しましては県内の高校に呼びかけをお願いいたしまして、気軽に参加してぜひ悩みとか愚痴でも結構なのでお話ししませんかということでやっていきたいと思っております。

何しろ私どももオンラインサロンというのを初めてやりますので、こういった形でできるのか、その手法をまず県でやってみて、ある程度こんな感じならばできるなというところをここ2、3年でやっていきたいと思っているところでございます。

○山本厚生労働副大臣 ありがとうございます。

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、そのほかに質疑、質問のある方はいかがでしょうか。

○山本厚生労働副大臣 では、有賀課長のほうに、ヤングケアラーを学校の現場で早期に発見をするという部分で、大事なのは父兄のアプローチなのかなと思うわけです。

それはいろいろ調査の中でもそうですけれども、やはり父兄は子供と比べて学校に対してケアを要する家族がいるということもそうですが、隠す可能性が低い。そういったことから、父兄にいろいろお話をすることがすごく大事だろうと思うのですけれども、その意味では父兄面談の部分というのは家庭の状況把握に有効ではないかと思うんですけれども、その点を1つ確認したいと思います。

それから、父兄面談の実施とか内容が現在、学校の裁量に任されているというふうにお聞きをしているのですけれども、そういう意味で全国の学校にこういった実効性のある対策というのはどのような取組なのかというのも少し教えていただければと思いました。

○有賀氏 副大臣がおっしゃるとおり、父兄面談は様々な、例えば進学ですとか進級の際に生徒と保護者が信頼関係を結ぶという面では大事な場面というふうに考えています。

学校では、例えば入学式とか進級の際の学級懇談、あるいはPTAの総会の後に学級懇談等もあります。ほとんどの担任は、その後、全体の前で1対他でクラスの中で話をすることが多いです。それで、個々の家庭の問題につきましては、もし家庭で何か困ったことがあったらこの後残ってくださいとか、特別な事情があればという形で、全体会の後の個別の相談をやっているのが常だと思えます。

ヤングケアラーにつきましては、先ほども申し上げましたように様々な課題の中の一つというふうに考えていて、その場で必ずヤングケアラーについてあぶり出すではないですけれども、見つけ出しなさいということはなかなか難しいとは思うんです。

例えば、入学と同時に家庭から調査票とかもあります。生徒カードですね。そういったものとも突き合わせたりしながら、担任のほうにヤングケアラーという視点が持っていていれ

ば、例えば家庭訪問のときに家庭の状況を見るというのが目的なんですけれども、そういう要素がないか、そういう視点から見てみる。ちょっと水を差し向けて、何か困ったことはありますかということですね。そういうふうなことが有効なんじゃないかと思っております。

そういったこともありますので、研修で教員がヤングケアラーの視点を持つということから、そういうところで例えばということに入っていくということは、ほかの都道府県とか市町村でも十分にできることではないかと思っています。

○山本厚生労働副大臣 ありがとうございます。

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、ほかにかがでしょうか。

○朝比奈氏 朝比奈ですが、よろしいでしょうか。

今の副大臣の3つ目の御質問についてなんですけれども、がじゅまるが事務局になって4年ぐらい前から、「いちかわ・うらやす「若者サポートプロジェクト678」」という取組をやっていて、ネットワークなんですけれども、市川と浦安の両市の困窮事業と若者サポートステーションと児童家庭支援センター、あとは特別支援学校のコーディネーターの先生、学習支援に取り組む団体に加えて、オブザーバーでスクールソーシャルワーカーさんや養護の先生が毎月1回集まって情報交換をして、圏域内の高校にアプローチをして、高校の先生方と顔の見える関係を作って相談につながりやすいようにということで活動しております。

そのときに先生方から伺ったことが2つあるんですけれども、1つがやはり義務教育、小中のときと違って高校になると、どこまで家庭の問題に踏み込むべきかという躊躇が学校の中にはあるんだということと、それから学区が広がりますので、例えば千葉県では定時制高校とか工業高校だと全県1区だったりしますので、学校が所在している自治体の困窮事業の関係者とかとは顔見知りになれても、他市、それから遠方から通ってくる生徒についてはどこに相談をしたらいいかわからないし、例えばその問題が進路の問題なのか、介護の問題なのか、お金の問題なのか、それによっても相談先が違うとすると、さらに混乱をしてしまう。

ですから、やはりワンストップで持ち込める中核事業がすごくありがたいんだというお話を聞いて、私たちは県事業ですし、困窮の事業所でも県のネットワークを持っていますので、とりあえず市川、浦安の高校の相談はどこにお住まいの生徒さんであろうと全部受けます。それで、実際の対応は地元につないでいきますということで高校にアプローチをしているんですが、やはり高校になってくると大分その辺りは学校側としても御苦労がおりになるのかなということは想像しています。

○山本厚生労働副大臣 ありがとうございます。

○山口虐待防止対策推進室長 そのほかにかがでしょうか。

もしよろしかったら、今日お越しのお三方から国に対する要望等ございましたらおっしゃっていただいたらこのPTでも検討したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○山本厚生労働副大臣 何でもおっしゃっていただいたらと思います。

○藤岡氏 では、恐れ入ります。もし御検討いただければということで、1つお願いでございます。

私ども地域包括ケア課ということで、本来は高齢者のほうの支援を中心に行っている課でございますが、この度、縁がありましてこのケアラー支援というものを当課のほうで担当させていただいているところでございます。

地域支援事業交付金というものがいただいている交付金の中で一つあるんですけれども、いわゆる家族介護者支援ということで、市町村のほうでも使える部分があるのですが、例えば見守りとか介護技術だとか、そういったところに使い先が限定されてしまっているような感じになっておりまして、例えば県は使えなかったりとか、研修などでもここには入ってこないのかなという状況になっていたりして、私ども今回ケアラー支援ということでいろいろと市町村の職員ですとか包括など、そのほかいろいろな相談機関の方々も含めて広くケアラー、ヤングケアラーの支援に対する理解を深める検証をやっていきたいと思っているんですけれども、なかなか県単事業でしか組めないような感じがございます。

やはりこういったヤングケアラーの支援などは、特にケアラーの支援もそうなんですけれども全国的な課題というふうに存じますので、できればそういったところは自治体の裁量で使えるような交付金、そういった制度をお考えいただければと存じますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

では、有賀さんお願いします。

○有賀氏 では、私のほうから要望というよりは、やはり教員が今、非常に多忙化し、働き方改革の考えを非常に教育委員会としては強く学校で進めていかなければいけないという思いがございます。

ですので、ぜひ学校で認識は高めたけれども、要するに研修をやった結果、例えばつながりとしたけれどもうまくつながらなかったとか、先ほどちょっとそういう話もあったと思うのですが、やはり専門職の方が非常に知識がありますので、これはここではありません、これはここではありませんというふうに福祉のほうで通せん坊されてしまうと、学校としては非常に教員も苦しくなってしまう。

ですので、現在埼玉県ではこういうふうに福祉と教育が連携して非常にいい関係で進めているところなんですけれども、そういうところも共有しながらこのヤングケアラーの支援をできたらいいと思っております。

あともう一点は、今、朝比奈様からお話がありましたけれども、全県1区の高校、埼玉県は全県1区ですし、さらに隣接県からも定時制の生徒が通ってきております。昨年度も、やはり先ほど話題になったようなことで、住所は群馬県なのでどこにつないだらいいか分からない。しかも、18歳を超えてしまったというような児童虐待の案件について当課で受

けた場合には、やはり男女共同参画推進センターとか、そういうところを頼っていくしかないという状況がありました。ですので、福祉のほうの職員の方の学校に対する理解が深まるといいなというふうに考えております。

以上です。

○山口虐待防止対策推進室長 朝比奈さん、お願いします。

○朝比奈氏 最後の現場からの問題提起のところで申し上げたんですけども、やはりこのヤングケアラーの方々の状況というのは、この年代の人たちの支援策の乏しさを象徴的に表わしているのではないかとこのように思いますので、ケアのことだけではなくて、彼らの悩みだったり、進路だったり、経済的な問題だったり、そうしたことを全体を取り上げるような方向性にぜひ取組を進めていただきたいというふうに思っているのが1つです。

もう一つが、先ほど来申し上げておりますように、身近な市町村を中心とした仕組み作りが進んでいく中で、広域で動く人たちの問題がどうしてもキャッチしづらくなっている状況がありますし、例えば児童虐待で分離ということになったときに、18歳を超えてやはりもう親元には戻らない。そうしたときに、根なし草のようになっていってしまうという状況もありますので、広域の行政の役割ということをやはり個別支援でもきちんと位置づけておく。児童を超えた年代でも、都道府県と市町村が相互に協力するまさに重層的な体制づくりということが求められているのではないかと考えております。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

ほかに、御質問等いかがでしょうか。

文科省さんとか、何かありますか。いかがですか。

では、副大臣お願いします。

○丹羽文部科学副大臣 ちょっと答弁で中座しておりましたが、申し訳ございませんでした。戻って参りました。

事前にお三方の方の資料は見させていただいておまして、やはりこのヤングケアラーの問題というのは先ほど有賀さんの話もございましたが、福祉だけじゃなくて教育としっかりと連携していくということだと思っております。

今回のアンケート調査も改めて見させていただく中で、その基準というのが非常に設けにくいというふうに認識いたしております。子供たちの受け止め方ももちろんそうですし、保護者自身も、うちは大丈夫だという保護者も多分、大勢いらっしゃるなというふうに考えます。

そういった中で有賀さんのお話にございましたけれども、少しでも早く教員、もしくは支援員がそれに気づくことというのが、まさに医療と同じように早期発見ということがやはりヤングケアラーに対しての一番重要なことだと思っております。

もちろん早期発見したことはいいけれども、支援体制にどうつないでいくかということ、あとはテクニカル的な話になってきますので、そういったことも重要なことというふうに、改めて今日のお三方のお話をしっかりと聞くことはできませんが、事前に資料をいた

だいたことに関しまして心から感謝いたします。

本当にありがとうございます。

○藤岡氏 では、もう一つお願い事というか、先ほど副大臣様のほうから御質問をいただいた件につきまして、ケアマネジャーですとか障害者の相談事業所の相談員などが支援計画を作る際に、家族のヤングケアラーの情報などは把握できて支援につなげられるのではないかということをお問い合わせいただいたかと思うんですけれども、やはり介護保険制度とか障害者のほうの制度の枠外になってしまうんじゃないかということにつながるのですが、例えばこういったケアマネですとか相談員などがヤングケアラーじゃないかといった情報をキャッチした場合も、その情報をほかにつないでいいのか、その情報を外に出していいのか。ここについても制度上、何も規定がないのではないかと思います。そうすると、そういった個人的な情報を発見した人が抱え込んでしまうといった問題にもつながるのではないかと考えております。

ですので、そういった情報もケアラー支援、ヤングケアラー支援という視点から、きちんとした支援につなげられる。適切につなぐことができるような仕組み作り、個人情報の関係も含めて、管理も含めて、その辺りもぜひ国のほうで御検討いただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 その個人情報の辺りは、朝比奈さんのところはどう扱っておられるのですか。

○朝比奈氏 ありがとうございます。

基本的には、私たちはまずは援助関係から入っていきますので、御本人の了解の下に広げていくという原則の中でやっております。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

なければ、私のほうから1つですが、朝比奈さんの講演の中でケースの紹介が幾つかございましたけれども、どれも本当に大変なケースばかりで、こういう人たちに何をしてあげられるというか、そんなに簡単に解決はもちろんしないんだと思いますが、具体的に最後に現場からの問題提起ということで、要は全体として問題をちゃんと捉える必要があるということで、それはそのとおりだろうと思うんですけれども、他方で何ができるんだろうというか、何からすればいいのか。

具体的にこういうことがもう少しあると助かるのにとか、こういう支援をもう少ししたほうがいいのか、そういう具体的なまず第一歩でもいいんですけれども、何か具体的な御提案がもしありましたらお聞かせいただけませんかでしょうか。

○朝比奈氏 ありがとうございます。

特に10代後半の子たちに、夜の支援があるといいなというふうに思っています。児童相談所の一時保護という大げさなものではなくて、ちょっと家族から退避したいというときに、それこそ当事者の若者たちの表現を借りれば合法的な家出の場所というふうに言って

います。少し家族から離れて、落ち着いて自分のことを考えたり、話をしたり、居場所として夕方から夜、またはちょっと翌朝まで泊まれるみたいな場所になっていくといいなというふうに思っていて、先日、自立援助ホームの皆さんと意見交換をする場所があったんですけれども、例えば自立援助ホームが少し地域に開いた拠点としてそんな機能を持つたりすることができるといういいなということは感じております。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

10代後半の支援が圧倒的に少ないというのは、10代前半と後半というのは何か違いがあるんでしょうか。

○朝比奈氏 やはり18歳に近くなりますと、児童相談所などの取扱いでも、どうしても優先順位が自分で自分の身を守れるということになりますし、虐待の類型としてそれがネグレクトだったり、精神的な暴力だったりすると、ちょっと親子関係の指導でというような話になるんですが、なかなか立ち行かない。

やはり子供たち、若者たちはみんな口をそろえて、自分たちはいいから親の支援をしてほしいと言っているんです。だから、何か親御さんに関わるような生活支援のアプローチをもっともっと手厚くしていく必要があるかなというふうに思っています。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。オンラインで参加の方も含めて。

特にないようですので、今回のヒアリングはここまでとさせていただきたいと思います。藤岡様、有賀様、朝比奈様、すばらしい発表をどうもありがとうございました。

次回ですけれども、第3回は本日の発表も踏まえましてヤングケアラー支援に向けた論点、課題の整理をさらに進めていきますとともに、支援者の方々、当事者の方々からヒアリングを行い、議論を深めていきたいと考えております。

詳細な日時や場所につきましては、事務局より改めて御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に両副大臣から一言ずつお願いしたいと思います。

では、今度は山本副大臣からお願いします。

○山本厚生労働副大臣 今日は本当に藤岡様、また有賀様、朝比奈様、ありがとうございました。貴重なそれぞれの実践に基づいた形でのお話をいただきました。

具体的な御要望や御提言等もいただきましたので、しっかり今後の施策、5月目途でございますけれども、反映していきたいと思っておりますし、取り組んでいきたいと思っております。

本日は、大変ありがとうございました。

○山口虐待防止対策推進室長 丹羽副大臣、お願いします。

○丹羽文部科学副大臣 改めまして、今日は答弁の関係で大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

お三方のおっしゃることは、まさに資料をいただいたとおりでというふうに私も改めて意見は一致させていただいております。それらの意見を踏まえて、また山本副大臣と文科

省、厚労省がヤングケアラーに一番近い現場だと思っておりますので、検討を含めて対応できるようにまた考えていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、以上をもちまして、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」第2回会議を終了したいと思います。

本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。